

平成24年9月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第35号

松伏町教育委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町教育委員会委員石原みどり氏の任期は、平成24年9月30日で満了となるが、再び石原みどり氏を同委員に任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成24年10月1日から平成28年9月30日まで

議案第36号

松伏町公平委員会委員の選任について

1 趣旨

松伏町公平委員会委員浅水尚伸氏の任期は、平成24年9月30日で満了となるが、再び浅水尚伸氏を同委員に選任することについて同意を求めるもの

2 任期

平成24年10月1日から平成28年9月30日まで

議案第37号

松伏町暴力団排除条例

1 趣旨

松伏町から暴力団を排除するための活動の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本的事項を定めることにより、町民生活の安全と平穏を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与するための条例の制定

2 内容

(1) 町の責務（第4条）

町は、町民及び事業者の協力を得るとともに、埼玉県及び暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携し、暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(2) 町民の責務（第5条）

町民は、相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むとともに、町が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(3) 事業者の責務（第6条）

事業者は、その事業により暴力団を利することとならないよう努めるとともに、町が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(4) 町の事務又は事業における措置（第7条）

町は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずるものとする。

(5) 青少年に対する教育のための措置（第12条）

町は、町立中学校において、その生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 3 施行期日
平成25年1月1日

議案第38号
松伏町税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行等に伴い、東日本大震災からの復興を図ることを目的として町が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人の町民税の均等割の税率について特例を定め、並びに町たばこ税の税率の改定及び退職所得の分離課税に係る所得割の額の特例の廃止等をするための条例の改正

2 内容

(1) 町民税の申告（第36条の2関係）

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。

(2) 退職所得の分離課税に係る所得割の額の特例の廃止（附則第9条関係）

退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額から10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止する。

(3) 町たばこ税の税率の改定（附則第16条の2関係）

企業の国際競争力強化等の観点から、法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大措置が実施されることに伴い、地方の税収に極力影響を与えないよう、都道府県と市町村の増減収を調整するため、平成25年度から道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲することによるもの

ア 町たばこ税の税率の改定

現 行	改正後
1,000本につき4,618円	1,000本につき5,262円

※ 同時に県たばこ税の税率が1,000本につき1,504円から1,000本につき860円へと改定が行われることから町たばこ税と県たばこ税の合計6,122円に変更はない。

イ 旧3級品の紙巻たばこに係る町たばこ税の税率の改定

現 行	改正後
1,000本につき2,190円	1,000本につき2,495円

※ 同時に県たばこ税の税率が1,000本につき716円から1,000本につき411円へと改定が行われることから町たばこ税と県たばこ税の合計2,906円に変更はない。

(4) 個人の町民税の税率の特例（附則第25条関係）

東日本大震災からの復興を図ることを目的として町が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、現行の均等割の税率（3,000円）に500円を加算した額とする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2（2）については平成25年1月1日、2（3）については平成25年4月1日、2（1）については平成26年1月1日

(2) 町民税に関する経過措置

ア 2 (1) は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

イ 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(3) 町たばこ税に関する経過措置

平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

議案第39号

平成24年度松伏町一般会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	7,888,000千円
2 補正予算額	61,538千円
3 合計	7,949,538千円

議案第40号

平成24年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	3,678,238千円
2 補正予算額	158,254千円
3 合計	3,836,492千円

議案第41号

平成24年度松伏町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	639,839千円
2 補正予算額	11,005千円
3 合計	650,844千円

議案第42号

平成24年度松伏町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	7,093千円
2 補正予算額	863千円
3 合計	7,956千円

議案第43号

平成24年度松伏町介護保険特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	1,562,216千円
2 補正予算額	93,076千円
3 合計	1,655,292千円

議案第44号

平成24年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	192,568千円
2 補正予算額	1,782千円
3 合計	194,350千円

議案第45号

平成23年度松伏町一般会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	8,721,616,691円
2 歳出総額	8,303,837,140円
3 歳入歳出差引額	417,779,551円
4 実質収支額	414,566,551円

議案第46号

平成23年度松伏町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	3,492,220,134円
2 歳出総額	3,279,450,109円
3 歳入歳出差引額	212,770,025円
4 実質収支額	212,770,025円

議案第47号

平成23年度松伏町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	592,221,972円
2 歳出総額	565,711,164円
3 歳入歳出差引額	26,510,808円
4 実質収支額	26,510,808円

議案第48号

平成23年度松伏町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	11,030,757円
2 歳出総額	6,767,259円
3 歳入歳出差引額	4,263,498円
4 実質収支額	4,263,498円

議案第49号

平成23年度松伏町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	1,496,474,981円
2 歳出総額	1,380,084,828円
3 歳入歳出差引額	116,390,153円
4 実質収支額	116,390,153円

議案第50号

平成23年度松伏町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	170,452,271円
2 歳出総額	168,668,851円
3 歳入歳出差引額	1,783,420円
4 実質収支額	1,783,420円